

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の 利用促進について

当院では、厚生労働省の後発医薬品の利用促進の方針に従い、入院診療及び外来診療における後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。

後発医薬品の採用に当たっては、品質、情報、供給体制等に関して、院内で十分に検討し、有効かつ安全な製品を採用しています。

また、後発医薬品の使用推進のため、院外処方せんではメーカーの販売名ではなく、医薬品の有効成分を表す一般名処方としている医薬品もあります。

なお、後発医薬品の供給不足が生じた場合、同種同効薬などへの変更を行うことがあります。変更する場合には、安心して服用いただけるよう十分に説明させていただきます。

後発医薬品の使用について、ご理解とご協力をお願いします。

愛媛県立新居浜病院長